

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

告示

- | | | | |
|----------------|-------|---------|---|
| ○解除予定保安林 | 第507号 | (森林保全課) | 1 |
| ○指定施業要件変更予定保安林 | 第508号 | (同) | 2 |

選挙管理委員会告示

- | | | | |
|--------------------------|------|--------------|---|
| ○施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称変更 | 第48号 | (選挙管理委員会事務局) | 2 |
|--------------------------|------|--------------|---|

海区漁業調整委員会告示

- | | | | |
|----------------|-----|-------------|---|
| ○あなごかご漁業に関する指示 | 第8号 | (海区漁業調整委員会) | 2 |
|----------------|-----|-------------|---|

公告

- | | | |
|-------------------|-----------|---|
| ○環境影響評価に関する公聴会の開催 | (環境活動推進課) | 3 |
| ○大規模小売店舗の変更の届出 | (商業流通課) | 4 |
| ○土地改良事業計画書の縦覧 | (農地計画課) | 5 |
| ○異種目換地の事前指定 | (同) | 5 |
| ○森林法第189条の規定による掲示 | (森林保全課) | 5 |
| ○落札者等の公示 | (建設企画課) | 8 |
| ○公共測量の実施 | (用地課) | 8 |
| ○開発行為の許可に基づく工事完了 | (建築指導課) | 8 |

正誤

- | | | |
|--------------|--|---|
| ○愛知県公報第3533号 | | 9 |
|--------------|--|---|

告示

愛知県告示第507号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年11月27日

愛知県知事 大村 秀章

- 解除予定保安林の所在場所
岡崎市才栗町字神明田8の3・8の4・8の6・8の8(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、
字三角畑15の1・15の2・15の6(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 解除の理由

公共施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を愛知県農林水産部農林基盤局森林保全課及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

愛知県告示第508号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年11月27日

愛知県知事 大村 秀章

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

豊川市萩町ゲンザウ93の42、93の70、93の74、93の80、93の84、93の179、中山64の1、64の6、64の9、80の58、80の59、松下12の2、スカリ46の1、63の1、63の2、63の6、63の12、63の13、63の20、63の22、63の23、63の29、63の31、63の41から63の43まで、63の47、63の49、上森前43の3、横山22の6、22の7、22の9、53の1、上近久67の4、油田24の30から24の32まで、27の28、手形42の1、土橋25の6、二斗目43の12、萩沢奥29の41（次の図に示す部分に限る。）、東上町本宮山1の108、1の109、炭焼79の1・79の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、92、日影56、57の3、足山田町黒谷1の13、上長山町本宮下1の14・1の709・1の793・1の794（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1の5、1の61、1の618、1の620から1の622まで、1の637、1の638、1の643、1の645から1の648まで、1の651、1の660、1の663、1の665、1の671、1の675から1の677まで、1の712、1の795から1の799まで、御津町広石高坂89の5（次の図に示す部分に限る。）、2、3の1、3の2、長沢町京ヶ峰37の5・37の10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、27から29まで、32、37の7、37の38

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県農林水産部農林基盤局森林保全課及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。

選挙管理委員会告示

愛知県選挙管理委員会告示第48号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条で準用する場合を含む。）の規定に基づき指定した施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のように名称の変更があった。

平成30年11月27日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

名 称		所 在 地
変 更 前	変 更 後	
藤田保健衛生大学坂文種報徳會病院	藤田医科大学ばんたね病院	名古屋市東区尾頭橋三丁目6番10号

海区漁業調整委員会告示

愛知海区漁業調整委員会告示第8号

あなごかご漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年11月27日

愛知海区漁業調整委員会会長 山下 三千男

1 指示の内容

- (1) 漁具の網目は、15センチメートルにつき18節以下の大きな目合いを使用しなければならない。
 - (2) 漁具の長さは1,852メートル（1海里）以下、かごの総数は500個以下とする。
- 2 指示の有効期間
平成30年12月1日から平成31年11月30日まで

公 告

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第33条において準用する同条例第19条第1項の規定に基づき、トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価準備書についての公聴会を次のように開催する。

平成30年11月27日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 日時及び場所
 - (1) 日時
平成30年12月22日（土） 午後1時から午後4時まで
 - (2) 場所
田原福祉センター 大会議室（田原市赤石2丁目2番地）
- 2 環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
トヨタ自動車株式会社
 - (2) 代表者の氏名
代表取締役社長 豊田 章男
 - (3) 主たる事務所の所在地
豊田市トヨタ町1番地
- 3 法第2条第4項に規定する対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称
トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業
 - (2) 種類
風力発電所の設置の工事業
 - (3) 規模
出力 2万5千8百キロワット
- 4 法第2条第4項に規定する対象事業が実施されるべき区域
田原市緑が浜三号1番地
- 5 法第15条に規定する関係地域の範囲
豊橋市及び田原市
- 6 公述の申出の手続
公聴会において意見を述べようとする者は、平成30年12月10日（月）までに、(2)の内容を記載した知事宛ての書面を持参又は郵送（当日消印有効）により提出すること。
 - (1) 提出先
愛知県環境部環境活動推進課環境影響評価グループ
名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）
 - (2) 記載内容
ア 公聴会において意見を述べようとする者の氏名（振り仮名を付すこと。）及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該団体を代表して公聴会において意見を述べようとする者の氏名（振り仮名を付すこと。）、住所及び当該団体における役職名）並びに連絡先（自宅又は勤務先等）の電話番号
イ 意見を述べる対象である準備書の名称
ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見の要旨（800字以内で、日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）
- 7 公述時間
一人当たりの公述時間は、10分以内とする。
- 8 公述人の選定等
公述人は18人までとし、公述の申出が多数あった場合には抽選により公述人を選定し、その結果は申出のあった者に通知する。
- 9 公聴会の傍聴人の定員等
傍聴人の定員は90人であり、先着順で受け付ける。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

平成30年11月27日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社平和堂
滋賀県彦根市西今町1番地
代表取締役 夏原 平和
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
平和堂江南店
江南市上奈良町栄41番地ほか
- 3 大規模小売店舗の変更の日
縦覧による。
- 4 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
小売業を行う者 氏名又は名称	株式会社平和堂	変更前に同じ
代表者の氏名	代表取締役 夏原 平和	同
住所	滋賀県彦根市西今町1番地	同
その他小売業を行う者	17名（縦覧による）	14名（縦覧による）

- 5 大規模小売店舗の変更の理由
小売業者の代表者の変更及び入退店のため。
- 6 届出の日
平成30年10月26日
- 7 届出等の縦覧場所
愛知県産業労働部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- 8 届出等の縦覧の期間及び時間
平成30年11月27日（火）から平成31年3月27日（水）まで（日曜日、土曜日、平成30年12月31日、平成31年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- 9 意見書の提出期限及び提出先
平成31年3月27日（水）
愛知県産業労働部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

平成30年11月27日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社平和堂
滋賀県彦根市西今町1番地
代表取締役 夏原 平和
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
平和堂江南店
江南市上奈良町栄41番地ほか
- 3 大規模小売店舗の変更の日
縦覧による。

4 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届出事項		変更前	変更後
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	535台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	395台
施設の運営方法に関する事項	駐車場の自動車の出入口	数	19箇所
		位置	縦覧による

5 大規模小売店舗の変更の理由

顧客の利便性拡大、来客用駐車場の減少及び駐車場の一部を従業員用駐車場とするため。

6 届出の日

平成30年10月26日

7 届出等の縦覧場所

愛知県産業労働部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

8 届出等の縦覧の期間及び時間

平成30年11月27日（火）から平成31年3月27日（水）まで（日曜日、土曜日、平成30年12月31日、平成31年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年3月27日（水）

愛知県産業労働部商業流通課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（東細谷地区）の土地改良事業計画を定めたから、次のように土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成30年11月27日

愛知県知事 大村 秀章

1 期間

平成30年11月28日から平成30年12月26日まで

2 場所

豊橋市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備）東牧内地区の次の従前の土地を非農用地区域内に換地する土地として指定した。

平成30年11月27日

愛知県知事 大村 秀章

岡崎市上佐々木町字蓮池9

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を新城市役所に掲示した。

平成30年11月27日

愛知県知事 大村 秀章

1(1) 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
新城市海老字丁塚50の2	丸山嘉久市
同	鈴木ちじゆ
同	原田 唯一
新城市七郷一色字黒沢78	市場 金七

(2) 通知の要旨

平成30年愛知県告示第337号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する予定である。

2(1) 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
新城市吉川字深沢1	菅沼 武敏
同 川田字本宮5の16及び5の17	大高福太郎
同 川田字本宮5の135、5の172及び5の191	山田 瑞穂
同 川田字本宮5の162	古瀬 弘文
同 川田字本宮5の184	梶谷 孝雄
同 豊栄字雷沢1504の38、1504の42、1504の43及び1504の56	河合 雅子

(2) 通知の要旨

平成30年愛知県告示第367号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する予定である。

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を関係市役所に掲示した。

平成30年11月27日

愛知県知事 大村 秀章

1 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
瀬戸市上品野町978の1	日本軽電器協同組合
同 上品野町1390の8	友松加代子
同 上品野町1390の20	太田 耕三
犬山市大字善師野字大洞31の第1	沢木係兵衛
同	前田半兵衛

2 通知の要旨

平成30年愛知県告示第395号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する予定である。

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を西尾市役所に掲示した。

平成30年11月27日

愛知県知事 大村 秀章

1(1) 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
西尾市吉良町宮迫御栗山1の95	井上 勝則
西尾市吉良町宮迫御栗山1の640	大竹 千晴
同	大竹 千俊
西尾市吉良町宮迫御栗山1の695	勝田 竜一

(2) 通知の要旨

平成30年農林水産省告示第432号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する。

2(1) 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
西尾市吉良町津平大入146、146の46、146の47、146の48及び146の49	原田 武義
同	手塚 辰男
西尾市吉良町津平大入146の17	森喜代三郎

同	吉良町津平大入146の27及び146の28	都築 喜七
同	吉良町津平大入149、280、288及び298	市川 樵夫
同	吉良町津平大入159	浅田 末吉
同	吉良町津平大入224	鈴木 恒一

(2) 通知の要旨

平成30年農林水産省告示第704号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する。

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を幸田町役場に掲示した。

平成30年11月27日

愛知県知事 大村 秀章

1 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
額田郡幸田町大字桐山字鼓沢2の3	石原 きよ
同	村瀬ヒサ子
同	石原 祥伍
額田郡幸田町大字桐山字鼓沢3の13、156の1、208及び223	長谷 享
同 大字桐山字鼓沢3の61及び139	近藤 昇
同 大字桐山字鼓沢91の4	長谷勝次郎

2 通知の要旨

平成30年農林水産省告示第433号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する。

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を関係町役場に掲示した。

平成30年11月27日

愛知県知事 大村 秀章

1 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
北設楽郡設楽町清崎字菜島4の2及び字カラ沢4の12	丸山 正
北設楽郡設楽町清崎字菜島4の9の8及び字榎平2の1の1	林 仙造
同	稲熊 盛次
北設楽郡設楽町清崎字榎平5及び5の1	竹下 恒夫
同	竹下 正之
同	竹下 洋治
同	長野 紀子
同	鈴木 岩男
北設楽郡設楽町田峯字久手平9	林 藤江
同 神田字一ノ又8の1及び8の3	原田 彦一
北設楽郡設楽町神田字一ノ又11の1、11の9及び11の12	原田 治雄
同	氏原 茂
北設楽郡設楽町神田字一ノ又11の5及び11の7	金田 広次

同		氏原 朝久
北設楽郡東栄町大字月字南大沢3の3		杉本 豊
同	大字月字大松戸7及び字兀岩3	金田 芳子
同	大字三輪字小尻平7	夏目 忠
同	大字下田字尾山42	柿田三和夫

2 通知の要旨

平成30年農林水産省告示第1108号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

平成30年11月27日

愛知県知事 大村 秀章

[契約担当部局の名称及び所在地]

愛知県建設部建設企画課 名古屋市中区三の丸三丁目1-2

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続 ⑥随意契約の理由

①平成30年度愛知県建設行政情報システム（土木積算システムを除く）改修業務委託（その2）一式 ②平成30年11月5日 ③名古屋市中区錦二丁目17-21 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海 ④45,867,600円 ⑤随意契約 ⑥政令第11条第1項第1号該当

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、碧南市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月27日

愛知県知事 大村 秀章

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
碧南市	平成30年12月1日から 平成31年3月15日まで	公共測量（デジタル空中写真撮影）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、下山土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月27日

愛知県知事 大村 秀章

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
長久手市下山	平成30年11月19日から 平成31年3月29日まで	公共測量（基準点測量及び出来形確認測量）

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

平成30年11月27日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許 可 年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
30知建 59-22	平成 30.7.6	株式会社エサキホーム 代表取締役 江壽 光彦	一宮市東出町7-1	知多郡東浦町大字生路字折戸 8及び10-2並びに字西午新田 34-6ほか8筆
29尾建 96-176	29.11.27	杉浦 謙介	名古屋市天白区天白町大字野並字 相生28-1020	尾張旭市西の野町5-70-2
30尾建 96-28	30.5.11	ミサワホーム株式会社 代表取締役 磯貝 匡志	東京都新宿区西新宿二丁目4-1	豊明市栄町西大根30-277
30尾建 96-82	30.7.26	伊藤建設株式会社 代表取締役 伊藤 彰	名古屋市西区木前町2	岩倉市稲荷町羽根12-1の一部 及び12-2の全部
30尾建 96-96	30.8.15	武田 一子	日進市米野木町福成116	日進市米野木台5-1201番ほか 5筆

30尾建 96-138	30.10. 3	アップレボ不動産販売株式 会社 代表取締役 鳥居 儀彰	名古屋市中区栄二丁目1-12	日進市米野木町北山1-143
30知建 59-26	30. 7.17	田中 教晶 田中 由実	大府市森岡町7-200	知多郡東浦町大字森岡字新割木 3-2
30尾建 96-103	30. 8.24	株式会社アスカコーポレー ション 代表取締役 鬼頭 彰	名古屋市東区代官町32-8	日進市岩藤町陸見57-1
30尾建 96-39	30. 5.29	石本 幸恵	北名古屋市鹿田大門63-4	北名古屋市鹿田栄164-1

正 誤

平成30年11月9日第3533号1ページ下から8行から7行中「①項の欄第1行」は「①項の欄第3行」の、同ページ下から1行及び2ページ4行中「①項の欄第1行」を「①項の欄第1行」は「①項の欄第1行及び第3行」を「①項の欄第3行及び第4行」の誤り。

